

# ガス溶断器・ガス溶断用圧力調整器 使用上の注意・法令

※高圧ガス消費者保安講習テキスト及び周知文書（平成18年度）より抜粋

I 使用上の注意・法令

## ●「周知文書」関係法規

### 周知させる義務

（高圧ガス保安法第20条の5）  
高圧ガス販売業者は、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

### 周知の義務

（一般高圧ガス保安規則第38条）  
（液化石油ガス保安規則第39条）  
販売業者等は、販売契約を締結したとき及び本条による周知をしてから1年以上経過して高圧ガスを引渡したときごとに書面をもって高圧ガスを購入して消費する者に配布し、周知させなければならない。

### 周知させるべき高圧ガスの指定等

（一般高圧ガス保安規則第39条）  
（液化石油ガス保安規則第40条）  
**周知させるべき高圧ガス**  
1. 溶接又は熱切断のアセチレン、天然ガス又は酸素  
2. 在宅酸素療法の液化酸素  
3. スーパーダイビング等呼吸用の空気  
4. 溶接又は熱切断用の液化石油ガス  
5. 燃料用の液化石油ガス  
（注）書面は上記1号及び4号に適用するものです。

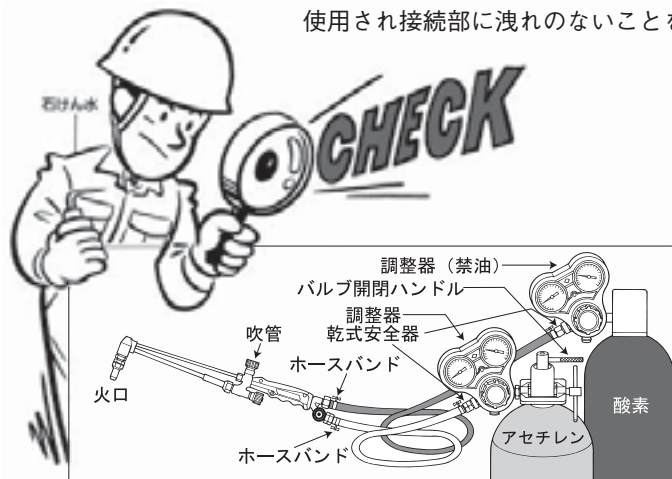
### 周知させるべき必要な事項

1. 使用する消費設備の高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
2. 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
3. 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
4. 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
5. ガス漏れを感知した場合、その他高圧ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
6. その他高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

## ●正しい器具の取扱い

※圧力調整器、吹管は、新JIS規格に対応した、より安全な認定品 **JWA** マークの製品の使用をおすすめします。

※ガスを使用する前には、必ずガスの性質に合った適切な器具が使用され接続部に洩れのないことを確認して下さい。



※容器バルブの開閉は、専用の開閉用ハンドルを使って行い、ハンドルは溶接・切断作業中バルブにつけておいて下さい。



## (1) 圧力調整器及び圧力計

- 1) 公的機関の適合品を使用して下さい。
- 2) 調整器は、其々専用の物を使用し、決して他のガス用のものを転用しないで下さい。
- 3) 使用しない時は、調整ハンドルを常に反時計方向（左）に回し、ゆるめておいて下さい。
- 4) 調整器の各部にグリース、油等を用いたり、油脂等の付着した素手や手袋で取扱わないようにして下さい。  
特に酸素は、油分に接触すると急激に燃焼することがあるので十分に注意して下さい。
- 5) バルブの取付ネジが変形して、調整器が取付にくい時は、無理に取り付けしないで下さい。
- 6) 酸素容器に蝶ネジ式調整器を取り付ける場合は、ねじ山が5山以上かかるようにします。またその時の取付工具は、正しく合ったものを使用して下さい。
- 7) 酸素容器に取付ける時は、容器内のガスを少量ずつ数回に分けて噴出させ、バルブ充填口のまわりに付着している水分、ホコリを吹き飛ばして、除去して下さい。  
このとき放射口を身体の方に向けないようにします。
- 8) 圧力計は、見えやすい位置に来よう、取り付けて下さい。
- 9) 取付が終わったら、調整ハンドルを反時計方向（左）に回

- して緩め、静かに容器バルブを開いて下さい。  
このとき、身体は調整器に対して斜めに位置し、特に圧力計には正対しないように注意します。
- 10) 酸素用の圧力計は、必ず禁油のものを使用して下さい。
- 11) 容器バルブの開閉は静かに行い、圧力計の指針がゆっくり上がるように開いてください。  
指針の動きが止まってから、普通の速さで開くこと。
- 12) ガス漏れの検査には石鹼水等を使用し、火気は絶対に使用しないで下さい。
- 13) 容器に調整器をとりつけたままで、容器を移動させないで下さい。
- 14) 作業中にアセチレンの圧力が下がった場合は、必ずアセチレンの残量を確認して下さい。
- 15) アセチレン容器の充填口パッキン密着不良によるガス漏れを防止するために、フリースライド方式の容器取付枠の使用をおすすめします。
- 16) 作業を中止する時はバルブを閉じ、調整ハンドルを緩めておいて下さい。
- 17) 調整器及び圧力計は、みだりに分解・修理をしないで下さい。